刑訴予備令和４－１５肢エ

第１　肢の結論

正しい

第２　被告事件の審理中に勾留を行う際の手続

１　問題の所在

裁判所は，勾留されていない被告人について勾留の裁判を行いたい。その場合に，どのような手続を行うべきか問題となる。

２　結論および理由

（１）結論

本件のように，既に被告事件の審理の際に被告人から被告事件に関する陳述を聴いている場合には，改めて被告人に対し被告事件を告げ，これに関する陳述を聴く手続を行う必要はない。

よって，肢は正しい。

（２）理由

確かに，６１条によれば，被告人の勾留は，被告人に対し，被告事件を告げこれに関する陳述を聴いた後でなければ，これをすることができないとのみある。

特に，条文上例外がないのだから，審理の際に被告事件を告げ陳述を聴いている場合でも，改めて６１条の手続を経なければ，被告人の勾留が適法にできないとも思える。

しかし，不当である。被告人は，審理の際に手続を経ている以上，勾留の理由もわかっているはずである。それを改めて聴かないとできないとするのは，迂遠である。

迅速な手続を図れるように，手続の省略を認める必要がある。

６１条で，勾留の際に，告知，聴聞の機会を設けた趣旨は，被告人の人身の自由を制約するに伴って，手続の適正を図り，被告人に防御の機会を与えたものである。

審理の中で，被告人に防御の機会が与えられている以上，重ねて手続を二重に要求する趣旨ではない。よって，結論通り，本件のような場合は，被告人に対し被告事件を告げ，これに関する陳述を聴く手続を行う必要はない。

以上